新旧対照条文目次モーターボート競走法の一部を改正する法律案

本則関係

\circ	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)(第一条関係)	1
\bigcirc	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)(第二条関係)	21
\circ	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)(第三条関係)	34
附則	男 係	
\circ	国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)(附則第八条第一号関係)…	59
\circ	行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)(附則第八条第二号関係)	60
\bigcirc	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)	十号)(附則第八条第三号関係)61
\bigcirc	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九	五十九号)(附則第八条第四号関係)62
0	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(附)(附則第十七条項関係)63

0

類似するものを発売して、競走を行つてはならない。	2~4 (略) 2~4 (略)	第二条 (略) 第二条 (略)	(競走の施行) (競走の施行)	第一章 総則	附則	第六章 罰則(第二十七条—第四十条)	第五章 雑則(第二十二条の十一―第二十六条の二)	第四章の二 日本船舶振興会(第二十二条の二―第二十二条の十)	二十一条・第二十二条)	第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会(第	第三章 交付金及び収益の使途(第十九条—第二十条の二)	第二章 競走の実施(第五条—第十八条の二)	第一章 総則(第一条—第四条の二)	目次	改 正 案
い。勝舟投票券その他これに類似するものを発売して、															現
他															行

(競走の実施事務の委託)

第三条 施行者は、国土交通省令で定めるものは、一括して委託しなければにあつては、当該施行者が所在する都道府県に設立するモーターボート競走会に限る。) に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務をあっては、当該施行者が所在する都道府県に設立するモーターボート競ならない。

「係事務」という。)「前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務(以下「競技関」一一競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走

。) に関する事務 十二条第六項の規定による返還金の交付(以下「舟券の発売等」という二 舟券の発売又は第十条及び第十条の二の規定による払戻金若しくは第二

で定めるものを除く。)三 前二号に掲げるもののほか、競走の実施に関する事務(国土交通省令

(競走場の設置)

けなければならない。する者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受第四条 競走の用に供するモーターボート競走場を設置し又は移転しようと

2~3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係るモー

(競走の実施事務の委託

第三条 施行者は、競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事第三条 施行者は、競走の競技に関する事務であつて国土交通省令で定めるものを除く。)を当該都道府県に設立するモー財場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、対しているものは、一括して委託しなければならない。

(競走場の設置)

り、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 を設置し又は移転しようとする者は、国土交通省令の定めるところによ第四条 競走の用に供するモーターボート競走場 以下「競走場」という。

2~3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走

る。 び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができび競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができターボート競走場の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める公安上及

5 (略)

6 う。 なくなったと認めるときは、 かつたとき、 たモーター 国土交通大臣は、)が一年以上引き続き同項の許可を受けて設置され若しくは移転され ボ 又は競走場の位置、 ト競走場 第一 項の許可を受けた者(以下 (以 下 同項の許可を取り消すことができる。 「競走場」という。 構造及び設備がその許可の基準に適合し)を競走の用に供しな 「競走場設置者」とい

7・8 (略)

(場外発売場の設置)

その許可をすることができる。 位置、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合する場合に限り、 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る施設の

第八項の規定は場外発売場及び場外発売場設置者

(第

一項の許可を受けた

の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。場の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める公安上及び競走の運営上

5 (略)

6

同項の許可を取り消すことができる。う。)が一年以上引き続き当該競走場を競走の用に供しなかつたときは、国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者(以下「競走場設置者」とい

7·8 (略)

者をいう。
以下同じ。
)について、
、、それぞれ準用する。
る。

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 競走は、競走場で行わなければならない。

(入場料)

、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただしに掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)から第七条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者(第九条各号

(舟券)

大臣の承認を受けた場合は、

この限りでない。

第八条 施行者は、券面金額十円の舟券を券面金額で発売することができる

- 3 第一項の舟券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 競走は、前条第一項の許可を受けて設置され又は移転された競走場

で行わなければならない。

(入場料)

令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。 その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)から国土交通省第七条 施行者は、競走を開催するときは、入場者 (第九条各号に掲げる者

(勝舟投票券)

できる。
のできる。
を対している。
のできる。
のできる。
の形の形の形の形の形の形の形の形の形の形の形の形のできる。
のできる。
のできる。

票券を発売することができる。 2 施行者は、前項の勝舟投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝舟投

報の内容は同項の舟券に表示された記載とみなす。 ては、 れるものとして国土交通省令で定めるものをいう。 の作成をもつて、 当該電磁的記録は第 その作成に代えることができる。 一項の舟券と、 当該電磁的記録に記録された情 以下この項において同 この場合におい

(舟券の購入等の禁止)

て、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走につい

- •二 (略)
- 整理及び警備その他競走の事務に従事する者にあつては、当該競走三前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、舟券の発売等、競走場内の

第九条の二 未成年者は、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(勝舟投票類似の行為の特例)

できる。

できる。

できる。

がのにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることが

がる情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるとこ

ない。

できる。

できる。

(勝舟投票法)

| 第九条の四 | 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式 (以下

(勝舟投票券の購入等の禁止)

第九条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競走について、勝

·二 (略)

舟投票券を購入し、

又は譲り受けてはならない。

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝舟投票券の発売等、競走

場内の整理及び警備その他競走の事務に従う者にあつては、

当該競走

てはならない。 | 第九条の二 学生生徒及び未成年者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受け |

(勝舟投票法)

第九条の三 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種

重勝式 組合せ及び限定その他その実施の方法については、 る種別。 定める勝舟投票法については、 五種類とし、 となったものを この条及び第十二条第四項において「基本勝舟投票法」という。) 同 以下同じ。 勝舟投票法の種類 の日の一 組としたものを勝舟とする方式をいう。)ごとの勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種 一以上の競走につき同一 当該勝舟投票法ごとに国土交通省令で定め (重勝式勝舟投票法その他国土交通省令で の基本勝舟投票法により勝舟 国土交通省令で定める 以下同じ。 並びに 類の 0)

(払戻金)

第十条 ない。 額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければなら の競走についての舟券の売上金(舟券の発売金額から第十二条の規定によ 上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金 返還すべき金額を差し引いたもの。 施行者は、 勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、そ 以下同じ。 の額の百分の七十五以

2 払戻金の額とする。 前項の払戻金の額が舟券の券面金額に満たないときは、その券面金額を

3 下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、 おける売上金は、 勝舟投票の的中者がない場合(次条第一項に規定する場合を除く。)に その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以 当該競走における勝舟

> 組合せ及び限定その他その実施の方法については、 とし、各勝舟投票法における勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の 国土交通省令で定める

(払戻金)

第十条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、 条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。 分の七十五に相当する金額を当該勝舟に対する各勝舟投票券にあん分して の競走についての勝舟投票券の売上金 (勝舟投票券の発売金額から第十二 以下同じ。 の額の百 そ

払戻金として交付しなければならない。

- 2 金額を払戻金の額とする。 前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面
- 3 その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。 第一項の払戻金の額が政令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは
- 4 トに投票した者に対し、 五に相当する金額を、 勝舟投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十 当該競走における勝舟以外の出走したモーターボー 各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付しな

戻金として交付しなければならない。以外の出走したモーターボートに投票した者に対し、各舟券に按分して払

交付すべき金額の算出方法及びその交付については、国土交通省令で定め4 第一項又は前項の規定により勝舟投票の的中者又は舟券を購入した者に

る。

ければならない。

の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後最初に的中者がとして国土交通省令で定めるもの(以下この条において「指定重勝式勝舟投票法と同一金は、その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法の種別であつて勝舟の的中の割合が低いもの第十条の二 重勝式勝舟投票法の種別であつてその後最初に的中者が

あるものに係る払戻金として加算するものとする。

令で定める。 規定により払戻金として加算すべき売上金の処分については、国土交通省規定により払戻金として加算すべき売上金の処分については、国土交通省

た者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、国土交通省令第一項又は前項の規定により勝舟投票の的中者又は勝舟投票券を購入し

5

で定める。

第十一条 前二条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に

円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(投票の無効)

いて同じ。) を発売した後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた第十二条 舟券(重勝式勝舟投票法に係るものを除く。次項及び第三項にお

一~三 (略)

ときは、

その投票は、

無効とする

、無効とする。 そのモーターボートに対する投票はターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は2 単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した舟券に表示されたモー

する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。 連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、次の各号のいずれかに該当

同じくするモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。つては、発売した舟券に表示されたモーターボートのうち連勝式番号を一 異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあ

つては、発売した舟券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず二 同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあ

又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法を基本勝舟投票法とする場合にあつ効となつた場合は、当該投票の舟券に表示されたモーターボート(連勝単 重勝式勝舟投票法に係る基本勝舟投票法の投票が前三項の規定により無

円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 第十一条 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に

(投票の無効)

ときは、その投票は、無効とする。 第十二条 勝舟投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じた

- 〜三 (略)

2

投票は、無効とする。たモーターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対するに、手勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した勝舟投票券に表示され

由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。 連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、左の各号の一に該当する事

番号を同じくするモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。つては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのうち連勝式一 異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあ

走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。 つては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが出一 同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあ

の投票は、これを無効とする。
ては、その舟券に表示された組)をその舟券に表示する重勝式勝舟投票法

部を、天災地変その他やむを得ない事由により、競走場への入場者に対し
5 競走場への入場者以外の者に対し発売した舟券の発売金額の全部又は一

への入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、発売した舟券の発売金額と合計することができなかつた場合には、競走場

これを無効とする。

6 前各項の場合においては、当該舟券を所有する者は、施行者に対して、

その券面金額の返還を請求することができる。

(払戻金及び返還金の支払)

返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該舟券と引換えに、請求し、かつ、第十三条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は前条の規定による

(払戻金及び返還金の債権の時効)

支払うものとする。

よる返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。第十四条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は第十二条の規定に

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

還請求に応ずることができない。入場料についても、同様とする。第十五条 施行者は、第十二条第六項に規定する場合を除き、券面金額の返

して、その券面金額の返還を請求することができる。前三項の場合においては、当該勝舟投票券を所有する者は、施行者に対

4

(払戻金及び返還金の支払)

の終了後遅滞なく、当該勝舟投票券と引換に、請求し、且つ、支払うもの第十三条 第十条の規定による払戻金又は前条の規定による返還金は、競走

とする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。第十四条第十条の規定による払戻金又は第十二条の規定による返還金の債

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様である。 第十五条 施行者は、第十二条第四項に規定する場合を除くの外、券面金額

(競走場内等の取締り)

第十七条 施行者は、競走場内の秩序 (場外発売場において舟券の発売等が) (場外発売場において舟券の発売等が) (場外発売場内の秩序を含む。) を維持し、 (場別の) (またいの) (

を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは

第十八条

施行者又はモーターボート競走会は、

競走の公正かつ安全な実施

、次に掲げる処分をすることができる。

一·二 (略)

ること。 競走場への入場を拒否し、又は入場者に対し競走場外への退去を命ず

(競走場及び場外発売場の維持)

第十八条の二 (略)

二第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければなり場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第四条の

第三章 交付金及び収益の使途

(競走場内の取締)

競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生のを確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、第十七条 施行者は、競走場内の秩序を維持し、且つ、競走の公正及び安全

保持について必要な措置を講じなければならない。

を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは第十八条 施行者又はモーターボート競走会は、競走の公正且つ安全な実施

左の各号に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

三 入場を拒否し、又は入場者に対し競走場外への退去を命ずること。

(競走場の維持)

第十八条の二 (略)

第三章 収入及び支出

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 らない。 施行者は、 次に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければな

- 相当するときは、 一回の開催による舟券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に 同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 二 一回の開催による舟券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に 相当するときは、 同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 2 ればならない。 十日を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間内に交付しなけ 前項の規定による交付金は、 競走の開催ごとに、 その終了した日から三

(交付金の特例)

第十九条の二 延長することができる。 く困難なときは、 いて開催する競走に係る交付金の交付の期限を当該期間の終了の日後まで 「交付金」という。)の交付を前条第二項の規定に従つて行うことが著し 項の規定による交付金 施行者は、 同項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれにも該当することにより前条第 (以下この条から第十九条の四までにおいて単に 期間を定めて、 その期間にお

- 状況となることが確実であると見込まれること。 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、 又は著しく不均衡な
- 通省令で定める期間継続することが見込まれること。 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で国土交
- 2 前項の場合において、 当該交付金の交付の期限を延長しようとする施行

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 ればならない。 施行者は、 左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなけ

- 金額に相当するときは、 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる 同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 二 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる

ばならない。類を提出して、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なけれ者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書

- 一 前項の期間 (以下「特例期間」という。
- の総額 一 特例期間においてその交付の期限を延長することが見込まれる交付金
- 三 延長後の交付金の交付の期限(以下「特例期限」という。)
- 四 その他国土交通省令で定める事項
- ないものとする。 期間の終了の日の翌日から起算して十年を経過する日後とすることができ 特例期間は、五年を超えることができないものとし、特例期限は、特例

次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする第十九条の三国土交通大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、

- その競走の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。
- れること。
 ・
 就走の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込ま競走の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込ま事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における

- 、日本船舶振興会の意見を聴かなければならない。 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ
- 振興会に通知するものとする。 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、日本船舶

第十九条の四 施行者は、第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を第十九条の四 施行者は、第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を

期限の延長について準用する。 第十九条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定による

(モーターボート競走会への交付金)

競走の事業を実施しなければならない。

ければならない。
おいて国土交通省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなは、一回の開催による舟券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内に第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競技関係事務を委託したとき

(モーターボート競走会への交付金)

競走会に交付しなければならない。
の百分の五以内において国土交通省令で定める金額を当該モーターボートの百分の五以内において国土交通省令で定める金額を当該モーターボート額工土金の額に応じ、その額第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競走の実施に関する事務を委

第四章の二 日本船舶振興会

第四章の二 日本船舶振興会

(業務)

るため、次の業務を行う。 第二十二条の五 振興会は、第二十二条の二第一項に規定する目的を達成す

る事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し一(モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関す

二~五(略

資金の貸付けを行うこと。

六

第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 (略)

(交付金及び区分経理)

第二十二条の七 振興会は、第十九条第一項の規定による交付金については

充てるものとする。 、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に

| 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の

業務

2

略

四号及び第五号に掲げる業務二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二条の五第一項第

2

略

(業務)

第二十二条の五 振興会は、第二十二条の二第一項に規定する目的を達成す

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関するため、左の業務を行なう。

、資金の貸付けを行なうこと。る事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し

六 第十九条

第十九条の規定による交付金の受入れを行なうこと。

2 (略)

(交付金及び区分経理)

各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てる第二十二条の七 振興会は、第十九条の規定による交付金については、左の

第十九条第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

ものとする。

び第五号に掲げる業務 二 第十九条第二号の規定による交付金 第二十二条の五第一項第四号及

- 14 -

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十一 き旨の命令、 手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正にすべ ターボート競走会連合会、 め必要があると認めるときは、 競走の公正又は安全を確保し、 競走場若しくは場外発売場を修理し、 国土交通大臣は、 競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、 施行者、 競走場内又は場外発売場内の秩序を維 その他この法律の施行を確保するた モーターボート競走会、 改造し、 又は移転すべ 全国モー 選

(競走の開催の停止等)

き旨の命令その他必要な命令をすることができる。

第二十三条 (略)

2 ができる。 務を停止し、 走会連合会、 る行為をしたときは、 はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのあ 若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、 合会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、この法律 国土交通大臣は、 当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、 若しくは制限し、 モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連 当該モーターボート競走会、 又は当該役員を解任すべき旨を命ずること 全国モーターボート競 その業 又

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十一 の命令その他必要な命令をすることができる。 件を適正にすべき旨の命令、 めるときは、 連合会又は競走場設置者に対し、 又は安全を確保し、 施行者、 国土交通大臣は、 その他この法律の施行を確保するため必要があると認 モーターボート競走会、 競走場を修理し、 選手の出場又は競走場の貸借に関する条 競走場内の秩序を維持し、 改造し、 全国モーターボート競走会 又は移転すべき旨 競走の公正

(競走の開催の停止等)

第二十三条 (略)

2 任すべき旨を命ずることができる。 場設置者に対し、 基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、 該モーターボー き公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、 合会若しくは競走場設置者又はその役員が、 国土交通大臣は、 ト競走会、 その業務を停止し、 モーターボ 全国モーターボート競走会連合会又は当該競走 ト競走会、 若しくは制限し、 この法律若しくはこの法律に 全国モーターボ 又はその関係する競走につ 又は当該役員を解 ト競走会連 当

3

略

(競走場等の設置等の許可の取消し)

売場の設置又は移転の許可を取り消すことができる。条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場又は当該場外発第二十三条の二 国土交通大臣は、競走場設置者又は場外発売場設置者が前

(競走監督官)

し、監督を行わせることができる。携帯させて、舟券の発売、払戻金及び返還金の交付その他競走の実施に関第二十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員に、その身分を示す証票を

2 (略)

(報告及び検査)

(略

2

第六章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは

(競走場の設置等の許可の取消)

命令に違反したときは、当該競走場の設置又は移転の許可を取り消すこと第二十三条の二 国土交通大臣は、競走場設置者が前条第二項の規定による

(競走監督官)

ができる。

施に関し、監督を行わせることができる。携帯させて、勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付その他競走の実第二十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員に、その身分を示す証票を

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 行者、 舶振興会若しくは競走場設置者に対し、競走の開催、 を検査させることができる。 しくは競走場に立ち入り、 必要な事項について報告を求め、 モーターボート競走会、 国土交通大臣は、 業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件 この法律の施行に必要な限度内において、 全国モーターボート競走会連合会、 又はその職員に、 これらの者の事務所若 終了及び会計その他 日本船 施

第六章

罰則

2

略

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万

一•二 (略)	一 • 一 (略)
第三十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。	する。 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処
は、五万円以下の罰金に処する。 た者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)	五十万円以下の罰金に処する。
禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつ	されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者
- て、その行為をした者がこれらの規定により勝舟投票券の購入又は譲受を 第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合におい	て、その行為をした者がこれらの規定により <u>舟券</u> の購入又は <u>譲受け</u> を禁止 第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合におい
一~三(略)	一〜三 (略)
第二十九条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。	る。 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処す
的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者	つて不特定多数の者から舟券の購入の委託を受けた者
二 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目条第二号の違反行為の相手方となつたもの	二 業として舟券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をも関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
一 第九条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競走に関し前	一 第九条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十八条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万	第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは
一•二 (略)	
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

金に処する。の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰第三十七条(第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はそ

2 (略)

三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。 第三十八条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、

共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十九条 競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを

又は職員は、五十万円以下の過料に処する。 ート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会の役員第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボ

〜四 (略)

別表第一 (第十九条関係)

の目を
上金の領と三意六千二
九
六千万円一売上金の額の
売上金の額 日本船舶振興会に交付す、

の申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金第三十七条 第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はそ

2 (略)

に処する。

三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。第三十八条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、

共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 第三十九条 競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを

の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。ターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会第四十条次の各号に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモー

~四 (略)

別表第一

八千万円以上		八千万円未満	六千万円以上	売上金の額
売上金の額の千分の十三。但し、売上金の額の千分の	と六千万円との差額の千分の二百五十	百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額	売上金の額の千分の十。但し、売上金の額の千分の九	日本船舶振興会に交付すべき金額

五億円以上十	億円未満	四億円以上五	億円未満	三億円以上四	売上金の額	別表第二(第十九				三十億円以上			三十億円未満	二十億円以上			二十億円未満	十二億円以上	
百八十万円に、当該売上金の額と五億円との差額の千	の十を加算した金額	八十万円に、当該売上金の額と四億円との差額の千分		当該売上金の額と三億円との差額の千分の八	日本船舶振興会に交付すべき金額	(第十九条関係)	の千分の二百五十	は、当該売上金の額と二十八億四千四百万円との差額	の九百三十二が二十八億四千四百万円未満となるとき	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分	分の二百五十	、当該売上金の額と十九億三千六百万円との差額の千	の九百四十八が十九億三千六百万円未満となるときは	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分	千分の二百五十	、当該売上金の額と十一億七千百二十万円との差額の	九百六十八が十一億七千百二十万円未満となるときは	売上金の額の千分の八。ただし、売上金の額の千分の	百五十
一億円	一億円	八千	八千万	六千万	売上	別表第二								二億円			億円未満	一億円	
以上二	円未満	千万円以上	万円未満	万円以上	売上金の額									以上			未満	以上二	

二億円未満

九百七十六が五億九千四十万円未満となるときは、当

一億円未満

九百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当

該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二

該売上金の額と五億九千四十万円との差額の千分の二

額の千分の上	十五億円以上 千五百三	五億円未満 千分の十	十億円以上十 七百八十万円に	億円未満 分の十二
の十七を加算した金額	-五百三十万円に、当該売上金の額と十五億円との差	十五を加算した金額	-万円に、当該売上金の額と十億円との差額の	一を加算した金額

	三億円以上	億円未満	二億円以上三	億円未満
の千分の十七を加算した金額	二百四十八万円に、当該売上金の額と三億円との差額	千分の十二を加算した金額	百二十八万円に、当該売上金の額と二億円との差額の	分の十を加算した金額

改正案	現行
目次	目次
第一章~第四章 (略)	第一章~第四章 (略)
第四章の二 船舶等振興機関(第二十二条の二―第二十二条の十四)	第四章の二 日本船舶振興会(第二十二条の二―第二十二条の十)
第五章 雑則(第二十二条の十五―第二十六条の二)	第五章 雑則(第二十二条の十一―第二十六条の二)
第六章 (略)	第六章 (略)
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(趣旨)	(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用	第一条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用
品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に	品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に
関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲	関する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及及び観光に関する事
まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その	業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資すると
他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改	ともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定
善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。	するものとする。
第三章 交付金及び収益の使途	第三章 交付金及び収益の使途

(船舶等振興機関への交付金)

舶等振興機関(第十九条の三において単に「船舶等振興機関」という。)第十九条 施行者は、次に掲げる金額を第二十二条の二第一項に規定する船

に交付しなければならない。

一•二 (略)

2

(略)

第十九条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ

、船舶等振興機関の意見を聴かなければならない。

| 興機関に通知するものとする。 | 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、船舶等振

第四章の二 船舶等振興機関

(船舶等振興機関)

掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を解事に関する事業の振興に寄することを目的とする一般財団法人であつて、次的とする事業の振興に寄することを目的とする一般財団法人であつて、次的とする事業の振興に寄することにより海に囲まれた我が国の発展に置い、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目のとする事業の振興に寄ります。 に関し次に 条第一項に規定する業務 (以下「船舶等振興業務」という。) に関し次に 条第一項に対して、次の地の・その申請により、全国に一を を 第一項に規定する業務 (以下「船舶等振興業務」という。) に関し次に を はいる (はいる) に関した (はいる) に関いを (はいる) に関いなる (はいる) に関いる (はいる) に関いる (はいる) に関いなる (はいる) に関いる (は

2

振興会は

民法第三十四条の規定により設立される財団法人とする。

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、次に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければな

らない。

一•二 (略)

2 (略)

第十九条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ

、日本船舶振興会の意見を聴かなければならない。

振興会に通知するものとする。

3 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、日本船舶

第四章の二 日本船舶振興会

(目的等)

限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

- 切なものであること。 興業務の実施に関する計画が、船舶等振興業務の適確な実施のために適一 職員、船舶等振興業務の実施の方法その他の事項についての船舶等振
- 経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 二 前号の船舶等振興業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる
- と。 とこ とによつて船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことによつて船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこ との 船舶等振興業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うこ
- の日から三年を経過しない者でないこと。 五 第二十二条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消し
- 六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
- ることがなくなつた日から三年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受け
- 、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 口 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり
- 所の所在地を官報に公示しなければならない。 定」という。)をしたときは、船舶等振興機関の名称及び住所並びに事務 国土交通大臣は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指
- 務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通船舶等振興機関は、その名称若しくは住所又は船舶等振興業務を行う事

3

大臣に届け出なければならない。

る事項を官報に公示しなければならない。 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係

(業務)

第二十二条の三 船舶等振興機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

、資金の貸付けを行うこと。
る事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し一。モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関す

れらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。
る事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業並びにこ
二 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関す

の海事に関する事業の振興を図るため必要な業務 関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他三 前二号に掲げるもののほか、モーターボートその他の船舶、船舶用機

並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。四 観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業

益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務前号に掲げるもののほか、観光に関する事業及び体育事業その他の公

六 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

一部を銀行その他の金融機関に委託することができる。 船舶等振興機関は、国土交通大臣の認可を受けて、前項第一号の業務の

3 船舶等振興機関は、第一項第三号又は第五号に掲げる業務を行おうとす

(監事)

第二十二条の三 振興会には、監事を置かなければならない。

るときは、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(補助の業務の適正な実施)

第二十二条の四 つ効率的に行わなければならない。 よる補助 (以下この条及び次条において単に 船舶等振興機関は、 前条第 項第二号又は第四号の規定に 「補助」という。)を公正か

2 受けた船舶等振興業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を 行わなければならない。 船舶等振興機関から補助を受けて事業を行う者は、 次条第 項の認可を

(船舶等振興業務規程)

第二十二条の五 船舶等振興機関は、 船舶等振興業務に関する規程 (以下「

土交通大臣の認可を受けなければならない。 船舶等振興業務規程」という。)を定め、 船舶等振興業務の開始前に、 これを変更しようとするとき 玉

Ŕ 同様とする。

- 2 船舶等振興業務規程には、 次に掲げる事項を定めておかなければならな
- 資金の貸付けの利率 償還期限及び償還の方法

\ \ \

- 補助の対象とする事業の選定の基準 補助の申請及び決定の手続その
- 三 余裕金の運用の方法

他補助の方法

- 3 兀 前三号に掲げるもののほか、 国土交通省令で定める事項

第一項の認可をした船舶等振興業務規程が船舶等振興

国土交通大臣は、

(役員の解任)

第二十二条の四 、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。 とき、その他振興会の役員たるに適しないと認めるときは 国土交通大臣は、 振興会の役員が左の各号の 振興会に対し に該当する

- 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 職務上の義務違反があるとき

(業務)

第二十二条の五 るため、 次の業務を行う。 振興会は、 第二十二条の二第一項に規定する目的を達成す

- る事業の振興に必要な資金の融通のため、 資金の貸付けを行うこと。 モーターボートその他の船舶、 船舶用機関及び船舶用品の製造に関す 銀行その他の金融機関に対し
- 一 モーターボートその他の船舶 する事業を補助すること る事業並びに海難防止に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的と 船舶用機関及び船舶用品の製造に関す
- \equiv 図るため必要な業務 及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興を 前二号に掲げるものの外、 モーターボー トその他の 舶 船舶用機関
- 兀 海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の

振興業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、 その船舶等

(役員の選任及び解任)

認可を受けなければ、

その効力を生じない。

第二十二条の六 船舶等振興機関の役員の選任及び解任は、 国土交通大臣の

2 に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、 国土交通大臣は、 船舶等振興機関の役員が、 この法律若しくはこの法律 前条第 一項の

振興業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、 認可を受けた船舶等振興業務規程に違反する行為をしたとき、又は船舶等 船舶等振興機関

に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第二十二条の七 法令により公務に従事する職員とみなす。 は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員

> 増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補 助すること。

五. 業務 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な 前号に掲げるものの外、 海事思想の普及及び観光に関する事業並びに

六 第十九条第 一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 振興会は、 前項第三号又は第五号に掲げる業務を行なおうとするときは

(業務の方法)

第二十二条の六 臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 振興会は、 業務開始の際、 業務の方法を定め、 国土交通大 同様

2 とする。 前項の業務の方法には

左の事項を定めておかなければならない。

資金の貸付けの利率、 償還期限及び償還の方法

_ 補助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法

三 前二号に掲げるものの外、 国土交通省令で定める事項

(交付金及び区分経理)

第一 充てるものとする。 一十二条の七 次の各号の区分に従い 振興会は、 それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に 第十九条第 項の規定による交付金については

第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の

業務

四号及び第五号に掲げる業務二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二条の五第一項第

務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理2 振興会は、国土交通省令の定めるところにより、前項第一号に掲げる業

(財務諸表等)

しなければならない。

(削る。)

令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び同項の事業報告書並び を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び同項の事業報告書並び

(準用規定)

 (事業計画等)

し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとす。省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通第二十二条の八 船舶等振興機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日

るときも

同様とする。

- 画及び収支予算を公表しなければならない。 船舶等振興機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計
- 提出するとともに、これを公表しなければならない。 報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に 船舶等振興機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業

(交付金の使途及び区分経理)

な経費に充てるものとする。 ついては、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要 2 第二十二条の九 船舶等振興機関は、第十九条第一項の規定による交付金に 第

- 業務 常十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の
- 四号及び第五号に掲げる業務二年の見の規定による交付金第二十二条の三第一項第二
- して整理しなければならない。 掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分2 船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、前項第一号に

(帳簿の備付け等)

を備え付け、これを保存しなければならない。船舶等振興業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿第二十二条の十船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、

(監督)

第二十二条の九 振興会は、国土交通大臣が監督する。

国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

振興会に対し、

(残余財産の処分)

(監督命令)

令をすることができる。 において、船舶等振興機関に対し、船舶等振興業務に関し監督上必要な命第二十二条の十一 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度

(業務の休廃止)

- 、船舶等振興業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない、船舶等振興業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない第二十二条の十二 船舶等振興機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ

- たときは、当該船舶等振興機関に係る指定は、その効力を失う。 国土交通大臣が前項の規定により船舶等振興業務の全部の廃止を許可し
- ければならない。 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しな

(指定の取消し等)

に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業第二十二条の十三 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれか

るとき。 船舶等振興業務を適正かつ確実に実施することができないと認められ

部の停止を命ずることができる。

務の全部若しくは

- 一指定に関し不正の行為があつたとき。
- に違反したとき、又は第二十二条の五第一項の認可を受けた船舶等振興二 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分

業務規程によらないで船舶等振興業務を行つたとき。

(指定を取り消した場合等における措置等)

指定を受けた船舶等振興機関が承継する。 「、従前の船舶等振興機関の船舶等振興業務に係る財産及び負債は、新たに 一家正を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合に おいて、国土交通大臣がその後に新たに船舶等振興機関を指定したときは おいて、国土交通大臣がその後に新たに船舶等振興機関を指定したときは おいて、国土交通大臣がその後に新たに船舶等振興機関を指定したときは

含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。興業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振り 第二十二条の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した

第五章 雑則

章 杂貝

(秩序維持等に関する命令)

第

一十二条の十五

(略)

(報告及び検査)

| 第二十五条 | 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、

施

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十一

(略)

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施

2 第三十三条 第二十八条の二 第三十二条 三 • 四 する。 業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七条から第三十条まで又は 違反した者は 状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる れらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の 終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、 振興機関 前条の違反行為をしたときは、 行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、 廃止した者 (略) 第六章 第二十二条の十二第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を 第二十二条の十の規定に違反して帳簿を備え付けず、 若しくは帳簿に虚偽の記載をし (略 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処 競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、 罰則 第 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一十二条の十三第 行為者を罰するほか、その法人又は人に対 項の規定による業務の停止の命令に 又は帳簿を保存しなかつた者 又はその職員に、こ 帳簿に記載せず 競走の開催、 船舶等 第三十二条 2 第三十三条 する。 舶振興会、 (略) 第六章 (略 罰則

状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。れらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、こ舶振興会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、治療・モーターボート競走会、日本船

一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処

行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、第三十三条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

しても、各本条の罰金刑を科する。

役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときはろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に関してわい第三十四条 モーターボート競走会著しくは全国モーターボート競走会連合

五年以下の懲役に処する。

又は職員は、五十万円以下の過料に処する。ート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は船舶等振興機関の役員第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボ

合において、その認可を受けなかつたとき。 この法律の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場

二 第二十一条第五項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。

計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき)の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益

三 第二十二条の八第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、

収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれら

の書類を提出したとき。

四 第二十二条の九第二項の規定に違反したとき。

は、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為を競走に関してわいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したとき

しなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

又は職員は、五十万円以下の過料に処する。 ート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会の役員第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボ

項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合におい用する場合を含む。)、第二十二条の五第二項又は第二十二条の六第一一第二十一条第四項(第二十二条第四項及び第二十二条の八において準

二 第二十一条第五項 (第二十二条第四項において準用する場合を含む。

て、その認可を受けなかつたとき。

たこれらの書類を提出したとき。目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をし)又は第二十二条の七の二第一項の規定に違反して、事業報告書、財産

三 第二十二条の七第二項の規定に違反したとき。

		き。	
別表第一(第十九条関係)	条関係)	別表第一(第十	十九条関係)
売上金の額	船舶等振興機関に交付すべき金額	売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二(第十九条関係)	条関係)	別表第二(第十	十九条関係)
売上金の額	船舶等振興機関に交付すべき金額	売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
(略)	(略)	(略)	(略)

できる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて国土交通省令で他の地方公共団体、第三十二条第一項に規定する競走実施機関(以下この他の地方公共団体、第三十二条第一項に規定する競走実施機関(以下この (競走の実施事務の委託)	第一章 総則	附則	第七章 罰則(第六十五条—第七十八条)	第六章 雜則(第五十七条—第六十四条)	第五章 船舶等振興機関(第四十四条—第五十六条)	第四章 競走実施機関(第三十二条—第四十三条)	第三章 交付金及び収益の使途(第二十五条—第三十一条)	第二章 競走の実施 (第六条—第二十四条)	第一章 総則(第一条—第五条)	目次	改正案
(競走の実施事務の委託) (競走の実施事務の委託) (競走の実施事務の委託)	第一章 総則	附則	第六章 罰則(第二十七条—第四十条)	第五章 雑則(第二十二条の十五―第二十六条の二)	第四章の二 船舶等振興機関(第二十二条の二―第二十二条の十四)	コトー条・第二ト二条) 第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会(第	第三章 交付金及び収益の使途(第十九条—第二十条の二)	第二章 競走の実施 (第五条—第十八条の二)	第一章 総則(第一条—第四条の二)	目次	現行

定めるものは、 舟券の発売又は第十五条及び第十六条の規定による払戻金若しくは第 (略) 一括して委託しなければならない。 ならない。 舟券の発売又は第十条及び第十条の二の規定による払戻金若しくは第 (略)

十八条第六項の規定による返還金の交付 に関する事務 (以下「舟券の発売等」という

三 (略)

(場外発売場の設置)

2 \ 4 (略 第五条

(略)

第二章 競走の実施

(競走場)

第六条

(略)

(登録)

第七条 並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員 競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、 (以下単に「検査員 審判員

という。)は、

競走実施機関に登録されたものでなければならない。

2 及び検査員については、 競走実施機関は、 登録規準に合致する選手、 その登録を拒むことはできない ボート、 モーター、 審判員

に関する事務

十二条第六項の規定による返還金の交付(以下「舟券の発売等」という

三 (略)

(場外発売場の設置)

第四条の二 (略)

2 \ 4 (略)

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 (略)

(登録)

第六条 という。 並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員 ればならない。 競走に出場する選手、)は、 全国モーターボート競走会連合会に登録されたものでなけ 競走に使用するボート及びモーター、 (以下単に「検査員 審判員

2 モーター、 全国モーターボー 審判員及び検査員については、その登録を拒むことはできな ト競走会連合会は、 登録規準に合致する選手、 ボート

と認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定によ3 競走実施機関は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要がある

(競走の開催)

る登録を消除することができる。

、又は国土交通省令で定める日取りに反して競走を開催することができな第八条 施行者は、次に掲げる事項につき国土交通省令で定める範囲を超え

V ;

一~四(略)

2

(略)

(入場料)

し、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交ら国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただ号に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)か第九条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者(第十一条各

(舟券)

通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第十条 (略)

2 3 (略

、第一項の規定による登録を消除することができる。 するため必要があると認めるときは、国土交通省令の定めるところにより3 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保

(競走の開催)

第六条の二 施行者は、左の各号に掲げる事項につき国土交通省令で定める

範囲をこえ、又は国土交通省令で定める日取りに反して競走を開催するこ

とができない。

一~四 (略)

2 (略)

(入場料)

第七条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者(第九条各号

に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)から

国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。

大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通

(舟券)

第八条 (略)

2·3 (略

- 36 -

(舟券の購入等の禁止)

| いて、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。| 第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走につ

一 (略)

二 競走実施機関の役職員及び競走の選手にあつては、すべての競走

三 (略)

第十二条(略)

により国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることがでる情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるところ第十三条 施行者の職員は、第六十五条第二号の規定に違反する行為に関す

(勝舟投票法)

(舟券の購入等の禁止)

て、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走につい

(略)

<u>並びに</u>競走の選手にあつては、すべての競走 ー モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の役職員

三(略)

第九条の二 (略)

ろにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることがする情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるとこ第九条の三 施行者の職員は、第二十七条第二号の規定に違反する行為に関

(勝舟投票法)

できる

第九条の四 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下第九条の四 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下第九条の四 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下

第十三条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は前条の規定による	第十九条 第十五条及び第十六条の規定による払戻金又は前条の規定による
(払戻金及び返還金の支払)	(払戻金及び返還金の支払)
2~6 (略)	2~6 (略)
第十二条 (略)	第十八条(略)
(投票の無効)	(投票の無効)
第十一条 (略)	第十七条(略)
2~4 (略)	2~4 (略)
第十条の二 (略)	第十六条(略)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日
ない。	らない。
額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければなら	金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければな
上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金	以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する
り返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。)の額の百分の七十五以	より返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。)の額の百分の七十五
の競走についての舟券の売上金(舟券の発売金額から第十二条の規定によ	その競走についての舟券の売上金(舟券の発売金額から第十八条の規定に
第十条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、そ	第十五条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、
(払戻金)	(払戻金)
0	
組合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める	合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める。

一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 「〜三 (略) 一〜三 (略) 「〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 次に掲げる処分をすることができる。 「次に掲げる処分をすることができる。 を確保し、又は競走場内の秩序を維持は第二十三条 施行者又は競走実施機関は、競走の公正かつ安全な実施を確保 第十八条 施行者又はモーターボート競手	第二十二条(略) 第十七条 (略) (競走場内等の取締り)	(削る。) (削る。) (前者の公正を確保するため必要があると認めるときは、モ (競走の公正を確保するための措置)	「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」。	よる返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。 よる返還金の債権は、六十日間行場第二十条 第十五条及び第十六条の規定による払戻金又は第十八条の規定に 第十四条 第十条及び第十条の二の担 (払戻金及び返還金の債権の時効)	支払うものとする。
(略) (略) (略) (略) (できる。 (できる。) (では競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは施行者又はモーターボート競走会は、競走の公正かつ安全な実施		をすることができる。 ――ト競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施――ト競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施	還請求に応ずることができない。入場料についても、同様とする。十五条 施行者は、第十二条第六項に規定する場合を除き、券面金額の返(券面金額及び入場料の返還の禁止)	金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は第十二条の規定に及び返還金の債権の時効)	とする。

(競走場及び場外発売場の維持)

第二十四条 (略)

二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならな 2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第五条第

\ <u>`</u>

第三章 交付金及び収益の使途

(船舶等振興機関への交付金)

付しなければならない。 等振興機関 (第二十七条)において単に「船舶等振興機関」という。) に交第二十五条 施行者は、次に掲げる金額を第四十四条第一項に規定する船舶

一·二 (略)

2 (略)

(交付金の特例)

第二十六条 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一することができる。

(競走場及び場外発売場の維持)

第十八条の二 (略)

二第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければな 3 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第四条の

第三章 交付金及び収益の使途

らない。

(船舶等振興機関への交付金)

に交付しなければならない。 舶等振興機関 (第十九条の三において単に「船舶等振興機関」という。)第十九条 施行者は、次に掲げる金額を第二十二条の二第一項に規定する船

一・二 (略)

2 (略)

(交付金の特例)

第十九条の二 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第第十九条の二 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第二項の規定による交付金(以下この条から第十九条の四までにおいて単に

(略) (略)

2 { 4

第二十七条 (略)

2 • (略)

第二十八条 限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。 に延長することができる。この場合においては、 しく困難であると見込まれるに至つたときは、当該交付金の特例期限を更 た場合において、なおその特例期限内に当該交付金を交付することが著 施行者は、 第二十六条の規定により交付金の交付の期限を延長 延長後の期限は、 特例期

2 限の延長について準用する 一十六条第一 一項及び第四項並びに前条の規定は、 前項の規定による期

第二十九条 第二十六条第二項 (前条第二項において準用する場合を含む。

の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて競走

、競走実施機関 の交付金

0

事業を実施しなければならない。

第三十条 土交通省令で定める金額を競走実施機関に交付しなければならない 開催による舟券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において国 施行者は、 競走実施機関に競技関係事務を委託したときは、 □

一・二 (略)

2 \ 4 (略)

第十九条の三 (略)

2 • 3 (略

第十九条の四 例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない を更に延長することができる。この場合においては、 が著しく困難であると見込まれるに至つたときは、当該交付金の特例期限 延長した場合において、 施行者は、 なおその特例期限内に当該交付金を交付すること 第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を 延長後の期限は、 特

2 期限の延長について準用する。 第十九条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、 前項の規定による

第十九条の五 競走の事業を実施しなければならない。 む。)の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて 第十九条の二第二 項 (前条第二項において準用する場合を含

-競走会 の交付金

第二十条 おいて国土交通省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しな は、 一回の開催による舟券の売上金の額に応じ、 施行者は、 モーターボート競走会に競技関係事務を委託したとき その額の百分の五以内に

(収益の使途)

第三十一条 めの施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。 療の普及、 教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るた 施行者は、 その行う競走の収益をもつて、 社会福祉の増進、 医

第四章 競走実施機関

(競走実施機関)

第三十二条 目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、 国土交通大臣は、 モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を 次条に規定する業務

められるものを、 。 以 下 「競走実施業務」という。 その申請により、 全国に一を限つて、 に関し次に掲げる基準に適合すると認 競走実施機関とし

て指定することができる。

務の実施に関する計画が 職員 競走実施業務の実施の方法その他の事項についての競走実施業 競走実施業務の適確な実施のために適切なも

理的及び技術的な基礎を有するものであること。 前号の競走実施業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経

のであること

三 それがないものであること。 役員又は職員の構成が、 競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすお

ければならない。

(収益の使途)

第 一十条の二 医療の普及、 施行者は、 教育文化の発展、 その行なう競走の収益をもつて、 体育の振興その他住民の福祉の増進を図 社会福祉の増進

るための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとす

る

第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(モーターボー ト競走会)

第二十一条 モーターボート競走会(以下本章中「競走会」という。 は、

2 競走の実施を目的とし、 競走会は 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定によ 都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

り設立される法人とする

3 その効力を生じない。 競走会の役員の選任及び解任は、 国土交通大臣の認可を受けなければ、

4 競走会は、 毎事業年度開始前に、 国土交通省令の定めるところにより、

けなければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し

国土交通大臣の認可を受

5 財産目録、 競走会は、 貸借対照表及び損益計算書を作成し、 毎事業年度経過後二月以内に、 その事業年度の事業報告書、 国土交通大臣に提出しな

ければならない。

兀 あること。 によつて競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもので 競走実施業務以外の業務を行つている場合には、 その業務を行うこと

五. ら三年を経過しない者でないこと。 第四十二条第一 項の規定により指定を取り消され、 その取消しの日か

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

1 禁錮以上の刑に処せられ、 その刑の執行を終わり 又は執行を受け

ることがなくなつた日から三年を経過しない者

口 又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、 その刑の執行を終わり

2 定」という。)をしたときは、 国土交通大臣は、 前項の規定による指定 競走実施機関の名称及び住所並びに事務所 (以下この章において単に「指

の所在地を官報に公示しなければならない。

3 競走実施機関は、 その名称若しくは住所又は競走実施業務を行う事務所

に届け出なければならない。 の所在地を変更しようとするときは、 あらかじめ その旨を国土交通大臣

る事項を官報に公示しなければならない。

4

国土交通大臣は、

前項の規定による届出があつたときは、

当該届出に係

(業務)

第三十三条 競走実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

競技関係事務を行うこと。

選手、 競走に使用するボート及びモーター 審判員並びに検査員の登

(全国モーターボー ト競走会連合会)

第二十二条 すべての競走会は、 国内において一個の全国モーターボート競

走会連合会を設立し、 全国モーターボート競走会連合会は、 競走の公正かつ円滑な実施を図る

又はこれに加入し、

その会員となるものとする。

2

ことを目的とし、その目的を達成するため左の業務を行なう。

選手、 競走に使用するボート及びモーター 審判員並びに検査員の登

録を行なうこと

_ 選手の出場のあつせんを行なうこと。

三 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行なうこと。

兀 その他競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

3 される法人とする。 全国モーターボート競走会連合会は、 民法第三十四条の規定により設立

4 について準用する。 前条第三項から第五項までの規定は 全国モーターボート競走会連合会

録を行うこと。

- 兀 \equiv 選手の出場のあつせんを行うこと。

選手、

審判員及び検査員の養成及び訓練を行うこと。

五. 要な業務 前各号に掲げるもののほか、 競走の公正かつ円滑な実施を図るため必

(競走実施業務規程)

第三十四条 業務規程」という。 競走実施機関は、 を定め、 競走実施業務に関する規程 競走実施業務の開始前に、 (以下「競走実施 国土交通大臣の

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 同様とす

2 競走実施業務規程には、 次に掲げる事項を定めておかなければならない

競技関係事務の実施の方法

0

る。

- 録の方法 選手、競走に使用するボート及びモーター 審判員並びに検査員の登
- \equiv 選手の出場のあつせんの方法
- 兀 審判員及び検査員の養成及び訓練の方法
- 五. 前各号に掲げるもののほか、 国土交通省令で定める事項

3

の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、 国土交通大臣は、 第 項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務 その競走実施業

務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の選任及び解任)

受けなければ、その効力を生じない。第三十五条 競走実施機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を

その役員を解任すべきことを命ずることができる。 「おの実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、競走実施機関に対し、基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は競走実施業が、この法律若しくはこの法律に国土交通大臣は、競走実施機関の役員が、この法律若しくはこの法律に

(役員及び職員の地位)

9公務に従事する職員とみなす。 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令によ第三十六条 競走実施業務に従事する競走実施機関の役員及び職員は、刑法

(事業計画等)

も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。 も、同様とする。

出しなければならない。 告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出。 競走実施機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報

(区分経理)

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

ならない。

(帳簿の備付け等)

け、これを保存しなければならない。施業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付第三十九条 競走実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、競走実

(監督命令)

ができる。 、競走実施機関に対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすること 、競走実施機関に対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすること 第四十条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において

(業務の休廃止)

施業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。第四十一条一競走実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、競走実

- ときは、当該競走実施機関に係る指定は、その効力を失う。 国土交通大臣が前項の規定により競走実施業務の全部の廃止を許可した
- ければならない。 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しな

(指定の取消し等)

しくは一部の停止を命ずることができる。 るときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて競走実施業務の全部若第四十二条 国土交通大臣は、競走実施機関が次の各号のいずれかに該当す

とき。 一 競走実施業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

実施業務規程によらないで競走実施業務を行つたとき。
に違反したとき、又は第三十四条第一項の規定により認可を受けた競走三。この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分

ばならない。 の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなけれ の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなけれ はならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

機関が承継する。機関の競走実施業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた競走実施場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交場の対した場合において、国土交場の対した場合において、国土交際の対した場合において、国土交際の対した場合において、国土交際の対した場合において、国土交際の対した場合において、国土交際の対した場合において、国土交際の対した。

前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競走実施業務に係2 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は

る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は

. 合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第五章 船舶等振興機関

(船舶等振興機関)

一~四 (略)

ら三年を経過しない者でないこと。 第五十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日か

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ることがなくなつた日から三年を経過しない者イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受け

口 (略)

2~4 (略)

第四章の二 船舶等振興機関

(船舶等振興機関)

一~四 (略)

の日から三年を経過しない者でないこと。
五 第二十二条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ることがなくなつた日から三年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受け

口 (略)

2~4 (略)

第四十九条 2 第四十八条 2 • 2 • 第四十六条 2 • 第四十五条 第四十七条 なす。 刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみ 六 一 気 五 (業務) (役員及び職員の地位) (役員の選任及び解任) (船舶等振興業務規程) (補助の業務の適正な実施) (略) 第二十五条第一 (略) (略) (略) 略 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員は、 (略) (略) (略) (略) 項の規定による交付金の受入れを行うこと。 第一 2 第二十二条の六 2 • 第二十二条の五 2 • 第二十二条の四 2 • 第二十二条の三 は、 法令により公務に従事する職員とみなす。 六 一 <u>〈</u> 五 (業務) 十二条の七 (役員及び職員の地位) (役員の選任及び解任) (船舶等振興業務規程 (補助の業務の適正な実施 (略) 刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、 第十九条第 (略) (略) (略) (略) 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員 可の規定による交付金の受入れを行うこと。 (略) 略 (略) (略)

(業務の休廃止) (業務の休廃止)	第五十三条 (略) 第二十二条の十一 (監督命令) (監督命令)	第五十二条 (略) 第二十二条の十(帳簿の備付け等) (帳簿の備付	2		十五条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外 一名経のとする。	いては、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な ついては、次第五十一条 船舶等振興機関は 第二十五条第一項の規定による交付金につ 第二十二条の九	の使途及び区分経理)	2・3 (略) 2・3 (略)	第二	(事業計画等) (事業計画等)
2・3 (咯) 第二十二条の十二 (略) (業務の休廃止)	の十一 (略)	十二条の十 (略)	てきコチルギルグ学者	四号及び第五号こ掲げる業務第十九条第一項第二号の規定による交付金(第二十二条の三第一項第業務)	一 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外のな経費に充てるものとする。	ついては、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要二十二条の九 船船等振興機関は、第十九条第一項の規定による交付金に	(1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(略)	の八(略)	画等)

(指定の取消し等)

部若しくは一部の停止を命ずることができる。 するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業務の全第五十五条 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれかに該当

·二 (略)

規程によらないで船舶等振興業務を行つたとき。 に違反したとき、又は第四十七条第一項の認可を受けた船舶等振興業務三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分

2 (略)

、指定を取り消した場合等における措置等)

船舶等振興機関が承継する。
等振興機関の船舶等振興業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた
交通大臣がその後に新たに船舶等振興機関を指定したときは、従前の船舶
交通大臣がその後に新たに船舶等振興機関を指定したときは、従前の船舶
第五十六条 第五十四条第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可し

) は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。 に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。 は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振興業務2 第五十四条第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又

第六章 雑則

(指定の取消し等)

務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業第二十二条の十三 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれか

·二 (略)

業務規程によらないで船舶等振興業務を行つたとき。に違反したとき、又は第二十二条の五第一項の認可を受けた船舶等振興この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分

2 (略)

(指定を取り消した場合等における措置等)

第二十二条の十四 第二十二条の十二第一項により船舶等振興業務の全部の第二十二条の十四 第二十二条の十二第一項の規定により指定を取り消した場合に指定を受けた船舶等振興機関が承継する。

含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。興業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振場二 第二十二条の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した

2

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

競走の開催の停止等)

できる。

「できる。

設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反すが、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分 国土交通大臣は、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員

すべき旨を命ずることができる

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十五 持し、 手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正にすべ き旨の命令その他必要な命令をすることができる。 き旨の命令、競走場若しくは場外発売場を修理し、 ターボート競走会連合会、 め必要があると認めるときは、 競走の公正又は安全を確保し、 国土交通大臣は、 競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、 施行者、 競走場内又は場外発売場内の秩序を維 その他この法律の施行を確保するた モーターボート競走会、 改造し、 又は移転すべ 全国モー 選

(競走の開催の停止等)

第二十三条 国土交通大臣は、施行者がこの法律若しくはこの法律に基くの第二十三条 国土交通大臣は、施行者がこの法律若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその施行に係る競走につき公第二十三条 国土交通大臣は、施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命

2 合会、 務を停止し、 走会連合会、 る行為をしたときは、当該モーターボート競走会、 はその関係する競走につき公益に反し、 若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、 国土交通大臣は 競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、 当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、 若しくは制限し、 モーターボート競走会、 又は当該役員を解任すべき旨を命ずること 若しくは公益に反するおそれのあ 全国モーターボート競走会連 全国モーターボー この法律 ト競

3

(略

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第五十九条

略

(競走監督官)

第六十条 (略)

2

(略)

、報告及び検査

第六十一条 外発売場に立ち入り、 を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場 設置者に対し、 行者、 競走実施機関 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、 競走の開催、 業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検 船舶等振興機関、 終了及び会計その他必要な事項について報告 競走場設置者若しくは場外発売場 施

2 (略)

査させることができる。

(選手の福利厚生に関する措置)

第六十二条 救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧 び安全の確保に資するため、 国土交通大臣は、 施行者又は競走実施機関に対し、 選手の福利厚生の増進を図り、 競走の公正及 選手の相互

ができる。

3 (略)

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第二十三条の二

略

(競走監督官)

第二十四条 (略)

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 行者、 れらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、 終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、こ 振興機関、 モーターボート競走会、 競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、 国土交通大臣は、 この法律の施行に必要な限度内において、 全国モーターボート競走会連合会、 競走の開催 業務の 船舶等 施

2 (略)

状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

(選手の福利厚生に関する措置)

第二十五条の二 合会に対し、 正及び安全の確保に資するため、 選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置 国土交通大臣は、 施行者又は全国モーターボー 選手の福利厚生の増進を図り、 ト競走会連 競走の公 第六十七条 第六十六条 第六十五条 第六十四条 第六十三条 三十万円以下の罰金に処し、 るべきものを除く。 他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項 競走に使用するボート及びモーター、 告をすることができる。 公共団体が処理しなければならないものは政令で、 (政令等 (職権の委任) に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの 第七章 第十一条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走 略 この法律に定めるもののほか、 第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定による業務の停 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは の委任) (略) (略) 罰則 は国土交通省令で定める 又はこれを併科する。 審判員並びに検査員の登録規準その 競走の実施に関する事務で地方 競走に出場する選手、 (政令で定め 第二十八条の二 第二十八条 第二十六条の一 第二十六条。この法律に定めるものの外、 第二十七条 三百万円以下の罰金に処し、 べきものを除く。)は国土交通省令で定める。 登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項 共団体が処理しなければならないものは政令で、競走に出場する選手、 走に使用するボート及びモーター、 に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 (委任事項) (職権の委任 関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの 第九条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に 第六章 (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは (略) 罰則 第二十二条の十三第一項の規定による業務の停止の命令に (略) 又はこれを併科する。 審判員並びに検査員の登録規準その他 競走の実施に関する事務で地方公 (政令で定める

競

第二十二条の十の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず	一 第三十九条又は第五十二条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿
する。	る。
第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処	第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処す
第三十一条 削除	(削る。)
五十万円以下の罰金に処する。	、五十万円以下の罰金に処する。
(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者) は、	者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は
されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者	止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた
て、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁止	いて、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁
第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合におい	第六十九条 第十一条又は第十二条の規定に違反する行為があつた場合にお
たもの	なつたもの
掲げる者以外の者であつて第二十七条第二号の違反行為の相手方となつ	号に掲げる者以外の者であつて第六十五条第二号の違反行為の相手方と
し第二十七条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第九条各号に	関し第六十五条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十一条各
三 第九条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に関	三 第十一条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に
二 第二十七条第一号の違反行為の相手方となつた者	二 第六十五条第一号の違反行為の相手方となつた者
一 第九条の規定に違反した者	一 第十一条の規定に違反した者
ే .	వ _ం
第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処す	第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処す
	ි
違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

に許載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつ

で業務の全部を廃止した者二の第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定による許可を受けない

四 第六十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者三 第六十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の第七十二条 競走の選手が、その競走に関して賄賂を収受し、又はこれを要

競走の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。託を受けて賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第七十三条一競走の選手になろうとする者が、その行うべき競走に関して請

2 競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競

2

前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託

若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

廃止した者 第二十二条の十二第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を

四 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者三 第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七条から第三十条まで又は第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

しても、各本条の罰金刑を科する。

くは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。 し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しその担当すべき職務又は行うべき競走に関して請託を受けてわいろを収受第三十五条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になろうとする者が、

計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき	
)の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益	
二 第二十一条第五項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。	
一 (略)	一 (略)
又は職員は、五十万円以下の過料に処する。	0
―ト競走会、全国モーターボート競走会連合会又は船舶等振興機関の役員	機関又は船舶等振興機関の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する
第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボ	第七十八条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をした競走実施
第三十九条(略)	第七十七条(略)
第三十八条 (略)	第七十六条 (略)
(当)	
金このする。	こ処する。
の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰	申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
第三十七条 第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はそ	第七十五条 第七十二条又は第七十三条に規定する賄賂を供与し、又はその
部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	又は一部を没収することができないときは、その価額を追儺する。
第三十六条 前二条の場合において、収受したわいろは、没収する。その全	第七十四条 前二条の場合において、収受した賄賂は、没収する。その全部
束したときも、前項と同様とする。	とする。
	そう こりこれを見えり ましゃり糸をしかします
- なかったことこ関して、 <u>わいろ</u> を区受し、又よこれを要求し、告しくよ約-	
を受けてその職務又は競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をし	走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、

三

載をしたこれらの書類を提出したとき。	、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記	二 第三十七条第二項又は第五十条第三項の規定に違反して、事業報告書
--------------------	----------------------------------	-----------------------------------

三 第五十一条第二項の規定に違反したとき。

四 第四十条又は第五十三条の規定による国土交通大臣の命令に違反した

とき。

別表第一

(第二十五条関係)

売上金の 額 船舶等振興機関に交付すべき金額

別表第二(第二十五条関係)

(略)

(略)

売上金の 額 船舶等振興機関に交付すべき金額

(略)

(略)

別表第一 (第十九条関係)

売上金の (略) 額 (略)

船舶等振興機関に交付すべき金額

別表第二(第十九条関係)

売上金の (略) 額 (略) 船舶等振興機関に交付すべき金額

第二十二条の八第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、

収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれら

兀 の書類を提出したとき。

第二十二条の九第二項の規定に違反したとき。

第二十二条の十一の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

Ŧī.

		(略)		日本中央競馬会		日本政策投資銀行	(略)	名称	別表第一(第二十四条関係)	改
		(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		案
		H		нI		Ħ			別表第	
(略)		日本中央競馬会		日本船舶振興会		日本政策投資銀行	(略)	名称	第一(第二十四条関係)	現
(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	六年法律第二百四十二号)	モーターボート競走法(昭和二十	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		行

		(略)		日本中央競馬会		日本政策投資銀行	(略)	名	別表(第十二条関係)	
				X				称	係)	改
		(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		正 案
									別 表	
(略)		日本中央競馬会		日本船舶振興会		日本政策投資銀行	(略)	名	表(第十二条関係)	
								称		現
(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	六年法律第二百四十二号)	モーターボート競走法(昭和二十	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		行

改	正 案	現	行
別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年
	法律第七十三号)		法律第七十三号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年	日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十
	法律第二百五号)		六年法律第二百四十二号)
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年
			法律第二百五号)
		(略)	(略)

									別表	
		(略)		日本中央競馬会		日本政策投資銀行	(略)	名称	表(第二条関係)	改
		(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		案
(略)		日本中央競馬会		日本船舶振興会		日本政策投資銀行	(略)	名称	別表(第二条関係)	
										現
(略)	法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年	六年法律第二百四十二号)	モーターボート競走法(昭和二十	法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年	(略)	根拠法		行
		62 -								

0
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号
)(附則第十七条項関係)
$\overline{}$

(傍線の部分は改正部分)

二十一~四十七 (略)	に規定する罪	二十 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第七章	一~十九 (略)	別表(第二条関係)	改正案
二十一~四十七 (略)	に規定する罪	二十 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六章	一~十九 (略)	別表(第二条関係)	現行